

陸前高田市教育施設包括管理業務（中学校）内容

1 基本事項

(1) 作業要員

本業務を担当する者は、「6 設備保守点検業務」に示す業務に適した資格・免許を有する者とする。

また、各業務担当者は各種資格証の写しを点検業務実施前に発注者に提出するとともに、「3 報告書の作成」の報告書に添付する。

(2) 作業条件

ア 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

イ 作業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※「6 設備保守点検業務」に作業時間の指定がある場合はこの限りではない。

また、作業時間は各学校の状況により変動するため、詳細な作業時間は個別調整とする。

(3) 休業日

12月29日から翌年1月3日まで

2 実施する業務

校内設備を最良の状態に保ち、施設・設備の保安と環境衛生の確保を図るよう、各関係法令等に準拠し、次の業務を実施すること。

(1) 「6 設備保守点検業務」に基づき、校内設備の保守点検を行うこと。

(2) 校内設備の取扱いについては、取扱書を把握し適切に行うこと。

(3) 「6 設備保守点検業務」に示す業務終了後は、点検結果報告書を提出し、発注者の承認を受けること。

また、点検により気付いた事項について発注者に報告すること。

(4) 本業務に関連し機材・薬剤等の搬入および工事がある時は、これに立ち会うこと。

(5) 実施日は、発注者と協議のうえ決定すること。

(6) 保守点検の順序及び方法は、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、その承認を受けてから実施すること。

(7) 「6 設備保守点検業務」の設備は、点検結果を報告するとともに改修提案を行うこと。改修提案は、各設備の更改内容、改修費用、部品等の内容がわかる資料とすること。また市の予算要求時期に合わせて提出すること。

なお、施設の運営に支障をきたす故障・不具合については上記の時期を問わず個別に提案を行うこと。

3 報告書の作成

受注者は必要項目を記載した報告書を作成し、発注者に業務の実施状況及び点検結果を報告する。

なお、報告書の様式は受注者適宜として必要項目の記載を必須とする。

4 経費負担

(1) 発注者が負担するもの（下記に定めるものの他、「6 設備保守点検業務」の各項に記載の経費を含む）

ア 業務履行に必要な光熱水費

イ 業務履行に伴う什器類（机・椅子・ロッカー等）

ウ 設備、器具又は部品の交換に係る費用

(2) 受注者が負担するもの

- ア 保守点検に要する機械器具、薬品及び消耗品等、諸経費（出張交通費を含む）
- イ 提出書類作成に伴う経費

5 留意事項等

発注者は、常にこの設備が正規の状態にあることに留意し、万一火災その他によって作動したとき又は事故を発見したとき、あるいはこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替え等の工事を行うときは速やかに受注者に連絡し、発注者、受注者が協力して設備の保全に努めなければならない。

点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、受注者は直ちに発注者に報告し、発注者、受注者協議の上最善の処置を講じなければならない。

業務の実施に当たっては、安全管理及び衛生管理に十分注意し、事故等の発生の防止に努めること。

なお、「6 設備保守点検業務」に関する事故の責任は受注者が負うものとする。

6 設備保守点検業務

(1) 貯水槽清掃業務

ア 履行場所

施設名	所在地	受水槽	高架水槽	備考
高田第一中学校	陸前高田市高田町字鳴石 5 番地 1	15t	—	
高田東中学校	陸前高田市米崎町字和方 130 番地 1	14t	—	
旧米崎中学校	陸前高田市米崎町字神田 113 番地	6t	3t	適応支援教室

イ 委託業務内容

- (ア) 学校職員と作業日時等を十分に打ち合わせ、業務計画書を提出するものとする。また、決定した日時等を厳守するものとする。
- (イ) 受水槽・高架水槽の点検、高圧洗浄清掃、汚泥等排出、槽内消毒及び残留塩素の測定をするものとする。
- (ロ) 点検により不良箇所を発見したときは写真等を添えて報告するものとする。ただし、消耗機材を使っての小修理は委託料に含むものとする。
- (ハ) 点検清掃作業の実施後は、施設管理関係職員の確認を受けるものとする。
- (ニ) 水道法第 3 4 条の 2 第 2 項の簡易専用水道施設管理検査又は手続を代行するものとする。
- (ホ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく水質検査又は手続を代行するものとする。
- (ヘ) 点検清掃作業完了後、飲料水水質検査（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素 (TOC) の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素) を実施するものとする。

ウ その他

- (ア) 関係法令を遵守し、本仕様書及び現場状況を把握の上、実施するものとする。
- (イ) 作業終了後は、作業に伴い取り除いた槽の掛蓋を確実にして、必ず施設管理関係職員の確認を受けるものとする。
- (ロ) 業務中に故意又は過失により、施設及び物品等を破損した場合は、原形に復旧するものとする。

(2) 地下油タンク保守点検清掃業務

ア 履行場所

施設名	所在地	地下油タンクの容量
高田東中学校	陸前高田市米崎町字和方 130 番地 1	灯油タンク 9500×2 基
旧矢作中学校	陸前高田市矢作町字愛宕下 30 番地 1	灯油タンク 1,9000

イ 委託業務内容

- (ア) 受注者は、本仕様書に定めるところにより、高田東中学校及び旧矢作中学校の地下油タンクに係る消防法第 14 条の 3 の 2 に基づく定期点検並びにタンク内の清掃及び設備機器の点検調整を行うものとする。
- (イ) タンク及び埋設配管の漏れの点検（危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 及び第 62 条の 5 の 3 並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に適合する方法による点検）
- (ウ) タンク内部の清掃
- (エ) ポンプ、電気等の設備機器の点検調整
- (オ) 業務を実施する際は、発注者はこれに立ち会うものとする。

ウ その他

- (ア) 点検清掃により不良箇所を発見したときは、写真を添えて、その状況を報告するものとする。
- (イ) 在槽油を一旦吸い上げ、清掃作業終了後は槽内に戻すものとする。
- (ウ) 在槽油の吸い上げ等は、その量を記録するとともに、当該施設の担当職員の確認を受けるものとする。
- (エ) 作業終了後は、作業現場を清掃し、原形に復すとともに当該施設の管理関係職員の確認を受けるものとする。

(3) エレベーター保守点検業務

ア 履行場所

施設名	所在地	点検方式
高田第一中学校	陸前高田市高田町字鳴石 5 番地 1	POG 形式
高田東中学校	陸前高田市米崎町字和方 130 番地 1	POG 形式

イ 対象機器及び実施項目

対象機器	実施項目		数量	
エレベーター	遠隔監視 (異常状態の発生及び復帰を常時監視)	異常監視	閉じ込め、起動不能、電源異常を監視する。	2 台
		管制運転監視	地震時管制運転、火災時管制運転及び停電時自動着床運転を監視する。	
	遠隔点検 (運行状態を定期的に確認)	制御盤付近の温度 制御機器動作状態 呼びボタン動作状態 戸開閉状態 戸閉め安全装置動作状態 かご戸スイッチ動作状態 昇降路リミットスイッチ動作状態 各種安全装置動作状態 電動機動作状態 ブレーキ動作状態 インターホン動作状態		

	かが走行状態 かが着床状態 かが内照明点灯状態 各階停止運転による異常確認 運転回数 走行距離・運転時間 戸開閉回数 安全スイッチ動作状態
故障遠隔復旧	軽微な故障は現地に専門技術者が赴くことなく、遠隔で速やかに復旧する。
遠隔故障データ収集	故障発生時に遠隔にて、故障分析のためのデータを収集する。
遠隔監視装置の点検	専門技術者を派遣し、監視装置の点検を行う。
専門技術者点検	定期的に技術員を派遣して昇降機を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行う。

ウ 点検内容

(ア) エレベーター一点検内容

部位・装置		点検内容
運転状態	戸開閉状態	ドア開閉状態
		戸閉め安全装置の動作状態
	走行状態	かごの走行状態 かごの着床状態
	かご呼び状態	呼び応答状態
かご	かご室	かご室内意匠の状態
		外部連絡装置の機能
		かご室照明の状態
		停電灯の動作状態
		かご室内操作盤の状態
		かご室ファンの動作状態
	かご戸	かご戸の状態
		かご戸シルの状態
		かご戸スイッチの動作状態
		ドア開閉装置の動作状態
		ドア制御装置の状態
	かご機器	かご上の状態
		ガイドシュー（ローラ）の動作状態
		着床スイッチの動作状態
		かご非常止め装置の状態
荷重検出装置の動作状態		
昇降路	昇降路用品	各シーブの状態
		昇降路状態
		リミットスイッチの動作状態
		メインロープ状態
		調速機ロープ状態
		各シーブの状態
ガイドレールの状態		

	つり合いおもり	テールコードの状態
		つり合いおもりの状態
		つり合いおもりがトビシュー（ローラー）の状態
	ピット	ピット状態
		緩衝機の状態
		調速機テンショナーの状態
	制御盤	制御盤状態
		基板・継電器などの動作状態
	巻上機	巻上機の動作状態
		各シーブの状態
	ブレーキ	ブレーキの動作状態
		ブレーキ手動開放装置の動作状態
	調速機	調速機の動作状態
	乗場	乗り場
乗り場戸		乗り場戸の状態
		乗り場戸シルの状態
		乗り場戸係合装置の状態
		インターロック装置の状態
		乗り場戸スイッチの動作状態

(イ) 付加装置、付加仕様点検内容

装置・機能	点検内容
火災時管制運転	管制運転状態確認
地震時管制運転	地震感知器状態・管制運転状態確認
停電時自動着床装置	運転動作確認・バッテリー状態確認
音声アナウンス	動作状態確認
自動復旧運転機能	動作状態確認
ドアセンサー	動作状態確認

エ 作業報告

(ア) 遠隔メンテナンス報告書

遠隔監視及び遠隔点検の結果および状態変化について、記載するものとする。

(イ) メンテナンス報告書

専門技術者点検の結果について、記載するものとする。

(ウ) 年間メンテナンスレポート

年に1回、年間の点検や整備の記録、昇降機状態の総合所見等を記載するものとする。

オ 履行体制

(ア) 遠隔監視点検

- a エレベーターを構成する機器および運転状態を常時監視するとともに自動点検運転を行い、そのデータを収集するものとする。監視点検する項目・内容は「イ 対象機器及び実施項目」のとおりとする。
- b 前項の点検対象項目について変調状態が確認された場合は、必要に応じて技術者を派遣して確認、是正作業を行うものとする。
- c エレベーターの運行状態のデータに基づく変調の有無については、毎月遠隔メンテナンス報告書にて報告するものとする。その記載内容は「イ 対象機器及び実施項目」のとおりとする。また、現場で作業を行ったときは、その作業に応じてメンテナンス報告書を提出するものとする。

(イ) 技術者派遣点検

- a 定期的に計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施するものとする。
 - b 点検・手入れ保全の箇所・機器（点検対象）・内容は、「イ 対象機器及び実施項目」のとおりとする。
 - c 点検・手入れ保全を行ったときは、メンテナンス報告書を提出するものとする。
- (ウ) 異常監視・直接通話サービス
- a エレベーターについて次の事象が発生したときは、遠隔監視装置からの通報に基づき、必要に応じた適切な処置をとるものとする。
 - ・閉じ込め故障
 - ・起動不能故障
 - ・安全装置動作
 - ・電源系統異常
 - ・戸開閉不良
 - b 映像確認用カメラおよび直接通話機能を備えているエレベーターの場合において、前項各号の事象が発生したとき、またはかご内より非常呼びボタンが押し続けられたときは、受注者のコールセンターにて通報受信時に記録されたかご内映像を確認するとともに、同かご内の乗客と直接通話し、必要な連絡等に当たるものとする。
 - c 常通報の内容については、毎月【遠隔メンテナンス報告書】にて報告するものとする。なお、検査において不備が発見されたときは、受注者にやり直しを命ずることができるものとする。

カ 作業時間

- (ア) 作業に当たっては、事前に現地担当者との協議の上、実施するものとする。
- (イ) 故障など緊急事態の場合は、現地担当者へ連絡の上、作業を実施するものとする。

キ 履行体制確認資料の提示

以下の項目について、発注者から要求があった場合、該当する文書又は資料を提示するものとする。

- (ア) 故障発生時、地震発生時等の緊急対応体制表
- (イ) 緊急時の故障連絡施設の所在地
- (ウ) 緊急時の部品供給を行う施設の所在地
- (エ) 専門技術者の教育を行う施設の所在地、内容等
- (オ) 廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号

ク 技術資料と専門技術者

(ア) 技術資料

受注者は、契約業務を確実に履行するため、使用する当該エレベーターの保守技術資料を保有するものとする。

(イ) 専門技術者の条件

専門技術員は、適切な保守及びサービスを提供するため、必要な専門知識を有する者の中から選任するものとする。

ケ 専用工具（装置）

利用者の利便性を確保するため、エレベーターの停止時間縮減や、短時間で適格な業務を履行する必要から、点検、調整、整備や故障解析等を行う専門技術者の補助となる専用工具等、工法を積極的に開発採用するものとする。

コ 法令に基づく検査

- (ア) 建築基準法第12条第3項に基づき定期検査を行うべきエレベーターにあつては、法定の有資格者を派遣してその検査を行い、【定期検査報告書】を作成する。なお、発注者の求めに応じて、その報告書の特定行政庁への提出を代行するものとする。
- (イ) 前項の検査の料金を契約料金に含めない場合は、発注者受注者協議のうえ別途その検査料金を定めるものとする。

- (ウ) 労働安全衛生法第41条第2項に基づき性能検査を行うべきエレベーターにあっては、検査機関による性能検査に立ち会うものとする。ただし、この検査料金は、発注者受注者協議のうえ別途これを定めるものとする。

サ 検査

発注者は、受注者から提出された完了報告書を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。なお、検査において不備が発見されたときは、受注者にやり直しを命ずることができるものとする。

シ 業務委託契約外の経費

本仕様書及び基本サービス仕様書に含まれない機器等の修理に関する費用及び消耗品の取替修理に関する経費については、発注者の負担とする。

ス 維持管理のための情報提供サービス

発注者が万全に日常管理を行えるよう安全確保・正しい利用方法について案内すること。また関係法令改正連絡等情報提供するものとする。

セ その他

(ア) 専用回線と遠隔監視装置

遠隔監視装置及び回線加入権は受注者の所有とし、受注者が設置するものとする。

遠隔監視に必要な電話料金は、受注者が負担するものとする。

(4) 空調設備・フロン法保守点検業務

ア 履行場所

(ア) 高田第一中学校（陸前高田市高田町字鳴石5番地1）

機器種類	数量	点検区分・回数（回/年）				フィルタ清掃
		フロン排出抑制法		フロン排出抑制法以外		
		簡易点検	定期点検	簡易点検	定期点検	
パッケージエアコン	室内機 27 台 室外機 26 台	1	-	-	-	1
ルームエアコン	2 台	1	-	-	-	1
冷蔵庫	2 台	1	-	-	-	-

(イ) 高田東中学校（陸前高田市米崎町字和方130番地1）

機器種類	数量	点検区分・回数（回/年）				フィルタ清掃
		フロン排出抑制法		フロン排出抑制法以外		
		簡易点検	定期点検	簡易点検	定期点検	
ビルマルチエアコン	室内機 13 台 室外機 7 台	1	1※	-	-	1
ビルマルチエアコン	室内機 35 台 室外機 21 台	1	-	-	-	1
リーチインケース	1 台	1	-	-	-	-
製氷機	1 台	1	-	-	-	-
換気システム（2階PC室）	フィルター（12枚）	-	-	-	-	1

※令和9年度のみ実施

(ウ) 旧米崎中学校（陸前高田市米崎町字神田 113 番地）

機器種類	数量	点検区分・回数（回/年）				フィルタ清掃
		フロン排出抑制法		フロン排出抑制法以外		
		簡易点検	定期点検	簡易点検	定期点検	
ルームエアコン	室内機 1 台 室外機 1 台	1	-	-	-	1

(5) 防火設備定期報告業務

ア 履行場所

施設名	住所	点検対象	
		防火戸	防火シャッター
高田第一中学校	陸前高田市高田町字鳴石 5 番地 1	○	○
高田東中学校	陸前高田市米崎町字和方 130 番地 1	○	-
旧米崎中学校	陸前高田市米崎町字神田 113 番地	○	-

イ 委託業務内容

建築基準法第 12 条に基づく建築設備の定期検査報告に必要となる検査を実施し、報告書を作成の上、毎年度 9 月 30 日までに岩手県大船渡土木センター建築指導課へ提出するものとする。

ウ その他

- (ア) 作業日時等については、各学校と調整の上、授業等に支障がないよう業務を行うものとする。
- (イ) 発注者は、受注者の実施した業務が確実に履行されていないと認められる場合は、やり直しを命ずることができるものとする。
- (ウ) 本業務について不明の点は、発注者の指示に従うものとする。

(6) 換気設備定期報告業務

ア 履行場所

施設名	住所	建築年月	構造	階数	面積 [㎡]	点検対象
						換気設備
高田第一中学校	陸前高田市高田町字鳴石 5 番地 1	H18.12 月	R, W	地上 2 階	4,911	○
高田東中学校	陸前高田市米崎町字和方 130 番地 1	H28.10 月	R	地上 3 階	4,481	○
旧米崎中学校	陸前高田市米崎町字神田 113 番地	S54.3 月	R	地上 3 階	2,415	○

イ 委託業務内容

建築基準法第 12 条に基づく換気設備の定期検査報告に必要となる検査を実施し、報告書を作成の上、毎年度 9 月 30 日までに岩手県大船渡土木センター建築指導課へ提出するものとする。

ウ その他

- (ア) 作業日時等については、各施設と調整の上、授業等に支障がないよう業務を行うものとする。
- (イ) 発注者は、受注者の実施した業務が確実に履行されていないと認められる場合は、やり直しを命ずることができるものとする。
- (ウ) 本業務について不明の点は、発注者の指示に従うものとする。

(7) 建築基準法に係る第12条点検業務（特殊建築物）

ア 履行場所

施設名	住所	建築年月	構造	階数	面積 [㎡]	点検対象
						建築物
高田第一中学校	陸前高田市高田町字鳴石 5番地1	H18.12月	R,W	地上2階	4,911	○
高田東中学校	陸前高田市米崎町字和方 130番地1	H28.10月	R	地上3階	4,481	○
旧米崎中学校	陸前高田市米崎町字神田 113番地	S54.3月	R	地上3階	2,415	○

イ 委託業務内容

建築基準法第12条に基づく建築物の定期検査報告に必要となる検査を実施し、報告書を作成の上、令和8年9月30日までに岩手県大船渡土木センター建築指導課へ提出するものとする。

ウ その他

- (ア) 作業日時等については、各施設と調整の上、授業等に支障がないよう業務を行うものとする。
- (イ) 発注者は、受注者の実施した業務が確実に履行されていないと認められる場合は、やり直しを命ずることができるものとする。
- (ウ) 本業務について不明の点は、発注者の指示に従うものとする。

(8) 消防用設備保守点検業務

ただし消火器は設置後6年目は交換対応とし、費用は別途とする。

ア 高田第一中学校

校舎棟 対象機器及び実施回数（機器点検：作動点検、機能点検、外観点検）

対象機器	数量	実施回数		
		機器点検	総合点検 (機器点検を含む)	
		年1回	年1回	
自動火災報知設備	受信機 GP 型 1 級	1 台	○	○
	発信機、表示灯	1 式	○	○
	感知器	—	—	—
	差動式スポット型感知器	1 式	○	○
	定温式スポット型感知器	1 式	○	○
	光電式スポット型感知器	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
非常電源	1 式	○	○	
非常放送設備	増幅器（アンプ）	1 台	○	○
	スピーカー	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
	非常電源	1 式	○	○
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導標識（校舎）	6 枚	○	○
	通路誘導標識（校舎）	10 枚	○	○
	避難口誘導灯（体育館）	7 個	○	○
	通路誘導灯（体育館）	2 個	○	○

避難器具（体育館）	避難はしご	1台	○	○
消火器	消火器（校舎）	27本	○	○
	消火器（体育館）	8本	○	○
	消火器（格技場）	2本	○	○
消火設備（校舎）	加圧送水装置	1組	○	○
	1号屋内消火栓	8基	○	○
	操作盤	1台	○	○
	消火栓起動連動装置	1台	○	○
	消火水槽	1基	○	○
消火設備（体育館）	加圧送水装置	1組	○	○
	易操作性1号屋内消火栓	6基	○	○
	操作盤	1台	○	○
	消火栓起動連動装置	1台	○	○
	消火水槽	1基	○	○
防排煙設備	第3種煙感知器	19個	○	○
	防火戸	16面	○	○
	防火シャッター	1面	○	○

イ 高田東中学校

(ア) 校舎棟 対象機器及び実施回数（機器点検：作動点検、機能点検、外観点検）

対象機器	数量	実施回数		
		機器点検	総合点検 (機器点検を含む)	
		年1回	年1回	
自動火災報知設備	受信機 GR 型 1 級	1台	○	○
	発信機、表示灯	1式	○	○
	感知器	—	—	—
	差動式スポット型感知器	1式	○	○
	定温式スポット型感知器	1式	○	○
	光電式スポット型感知器	1式	○	○
	常用電源	1式	○	○
非常電源	1式	○	○	
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	5個	○	○
	避難口誘導標識	4枚	○	○
	通路誘導標識	1枚	○	○
消火器	消火器（校舎）	23本	○	○
	消火器（アリーナ）	8本	○	○
	消火器（武道場）	4本	○	○
消火設備	加圧送水装置	1組	○	○
	易操作性1号屋内消火栓	14基	○	○
	操作盤	1台	○	○
	消火栓起動連動装置	1台	○	○
	消火水槽	1基	○	○
防排煙設備	第3種煙感知器	17個	○	○
	防火戸	17面	○	○

(イ) 武道場 対象機器及び実施回数（機器点検：作動点検、機能点検、外観点検）

対象機器		数量	実施回数	
			機器点検	総合点検 (機器点検を含む)
			年1回	年1回
自動火災報知設備	受信機 GR 型 1 級	1 台	○	○
	発信機、表示灯	1 式	○	○
	感知器	—	—	—
	差動式スポット型感知器	1 式	○	○
	定温式スポット型感知器	1 式	○	○
	光電式スポット型感知器	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
非常電源	1 式	○	○	
消火器	消火器（武道場）	23 本	○	○

ウ 旧米崎中学校（適応支援教室）

(ア) 校舎棟 対象機器及び実施回数（機器点検：作動点検、機能点検、外観点検）

対象機器		数量	実施回数	
			機器点検	総合点検 (機器点検を含む)
			年1回	年1回
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級	1 台	○	○
	発信機、表示灯	1 式	○	○
	感知器	—	—	—
	差動式スポット型感知器	1 式	○	○
	定温式スポット型感知器	1 式	○	○
	光電式スポット型感知器	1 式	○	○
	イ化式スポット型感知器	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
非常電源	1 式	○	○	
消火器	消火器（加圧式）	15 本	○	○
	消火器（蓄圧式）	4 本	○	○
パッケージ型消火設備（I 型）	機器収容箱	8 台	○	○
	貯蔵容器（43.3L×2） 消火薬剤（80L） 第三種浸潤剤等入り水	8 セット	○	○
	N2 加圧用ガス容器	8 本	○	○
	第 3 種煙感知器（イ化式）	6 個	○	○
防排煙設備	第 3 種煙感知器（光電式）	1 個	○	○
	防火戸	12 面	○	○

(イ) 体育館 対象機器及び実施回数（機器点検：作動点検、機能点検、外観点検）

対象機器		数量	実施回数	
			機器点検	総合点検 (機器点検を含む)
			年 1 回	年 1 回
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級	1 台	○	○
	発信機、表示灯	1 式	○	○
	感知器	—	—	—
	差動式スポット型感知器	1 式	○	○
	光電式スポット型感知器	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
	非常電源	1 式	○	○
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	7 個	○	○
	通路誘導灯	2 個	○	○
	階段通路誘導灯	2 個	○	○
消火器	消火器（加圧式）	1 本	○	○
	消火器（蓄圧式）	3 本	○	○
パッケージ型消火設備（I 型）	機器収容箱	2 台	○	○
	貯蔵容器（43.3L×2）	2 セット		
	消火薬剤（80L） 第三種浸潤剤等入り水		○	○
	N2 加圧用ガス容器	2 本	○	○

エ その他

点検完了後速やかに関係消防署に「点検結果の報告」の事務手続きを行うこと。